

表3-2 各試験研究機関の主な目的

	試験・検査	産業の振興	経営の改善	公益機能の維持
衛生科学研究所	○			
環境センター	○			
農業試験場		○	○	
果樹試験場		○	○	
畜産試験場		○	○	
水産振興センター		○		
森林技術センター		○		○
総合食品研究所		○		
工業技術センター		○		
高度技術研究所		○		

表3-3 各試験研究機関の受益対象者及びその数

	県民	産業従事者	産業団体	公共機関
衛生科学研究所	116.7万人			
環境センター	116.7万人			
農業試験場		総農家数 78,380戸 農業従事者 199,200人	農業団体 47	県内市町村 69
果樹試験場		果樹栽培農家 約4,500戸 農業従事者 15,308人	農業団体 24	
畜産試験場		畜産農家(注) 2 2,407戸		
水産振興センター		漁協等組合員 15,365人		
森林技術センター		森林所有者 28,737戸 林業等就業者(注) 3 3,681人	森林組合 16	県内市町村 69
総合食品研究所		飲・食料製造業者 554事業所 同従業者(注) 4 10,098人		
工業技術センター		製造業者(注) 6 2,688社 同従業者 77,554人		
高度技術研究所		対象事業所(注) 5 691社 同従業者 36,201人		

- (注) 1. 各試験研究機関への質問に対する回答に基づき作成した。
 2. 畜産農家の内訳は、酪農200戸、肉用牛1,900戸、養豚200戸、養鶏107戸である。
 3. 林業等就業者の内訳は次のとおりである。

林業就業者	2,682人
キノコ栽培者	685人
山菜栽培者	314人

4. 「工業統計」(従業員4人以上)による。県内の食料・飲料等の製造業には従業員4人未満の小企業が多い。ちなみに広報誌の送付先は約1,600である。
 5. 主な対象業種は、金属製品・一般機械・電気機械・精密機械等であり、事業所数及び従業員数は秋田県製造業全体のそれぞれ、25.7%、46.7%を占めている。
 6. 「製造業」のほか、「情報サービス業」や「デザイン・機械設計業」などの製造業に関連した産業も対象としている。

表3-4 各試験研究機関の研究成果の計数的把握方法及び研究によって期待される成果量

	研究課題数	(実用化できる)研究成果数	発表論文数	技術移転可能な技術数等	その他(注)3
衛生科学研究所	○		○		
環境センター					○
農業試験場		○	○		
果樹試験場		○	○		
畜産試験場					○
水産振興センター					○
森林技術センター		○			
総合食品研究所		○	○		
工業技術センター				○(注)2	
高度技術研究所			○		○

- (注) 1. 各試験研究機関への質問に対する回答に基づき作成した。
 2. 技術移転可能な技術には、共同研究により技術移転したものの数も成果指標として掲げられている。
 3. その他の項目は次のとおりである。

環境センター	調査研究結果に基づく環境改善につながる関連施策の実施とその結果による環境改善効果
畜産試験場	研究終了時の研究目標を数値化
水産振興センター	長期的なモニタリング研究活動については、成果の把握は難しい。
高度技術研究所	特許件数・各種表彰、研究指導、共同研究契約

表3-5 各試験研究機関の普及指導による成果の計数的把握方法及び普及指導によって期待される成果量

試験研究機関	普及指導による成果の計数的把握方法及び普及指導によって期待される成果量
衛生科学研究所	保健所を通じて普及している。 年1回調査研究業務発表会開催
環境センター	該当なし
農業試験場	専門技術員の指導を受けた農業改良普及員は、各地域振興局において県の施策にそった普及計画を策定し、農業者等の指導にあたっている。
果樹試験場	各普及員は、試験場の特定課題研修、せん定等実技講習及び研究成果情報等を把握しながら、各品目にわたって、地域に密着した普及計画を立案し、農家指導にあたっている。
畜産試験場	農業改良普及員が各地域振興局において県の施策及び研究成果に基づき普及計画を策定し、農業者等の指導にあたっている。また、新技術等の普及にあたっては研究員が農業改良普及員と共に現地に出向き農家等の指導にあたっている。
水産振興センター	各年度毎、各地区毎に活動計画を樹立し、可能なものについては目標を数値化し、成果、課題などを随時把握しながら効果的な普及活動を展開している。
森林技術センター	各普及指導員は、年度終了後活動内容を実績報告書として提出している。
総合食品研究所	共同研究数、開放研究室利用数、機器利用件数、技術相談件数、巡回指導場数、研修受講者数など
工業技術センター	巡回指導数 技術相談・指導数 受託研修により技術移転したものの数 技術研究会活動数 共同研究数 施設・設備利用件数 開放研究室利用数
高度技術研究所	研究契約・共同研究会・技術相談・機器利用等における件数と企業数 オープンセミナー等の技術研修の開催回数及び受講者数 インターンシップ等の受入数、講師の派遣数

(注) 各試験研究機関への質問に対する回答に基づき作成した。

表3-6 県の施策と研究あるいは普及活動における成果との関連づけ

	普及指導による成果の計数的把握方法及び普及指導によって期待される成果量	
	設定なし（注） 2	その他
衛生科学研究所	○	
環境センター	○	
農業試験場	○	
果樹試験場	○	
畜産試験場	○	
水産振興センター	○	
森林技術センター	○	
総合食品研究所	○	
工業技術センター		県の施策目標指標値として特許出願件数及び共同研究実施件数が掲げられている。一部を除きこれらと直接的に関連づけられた研究目標値あるいは普及目標値は設定されていない。
高度技術研究所		県の施策目標指標値として特許出願件数及び共同研究実施件数が掲げられている。

- (注) 1. 各試験研究機関への質問に対する回答に基づき作成した。
 2. 「県の施策目標指標値と直接的に関連づけられた研究目標値は設定されていない。」との回答を受けた機関である。

表3-7 各試験研究機関の実際行政コスト（平成14年度）

試験研究機関	行政コスト計	収入計	純行政コスト	県民1人あたり 純行政コスト
	千円	千円	千円	円
衛生科学研究所	422,228	6,728	415,499	355
環境センター	344,933	11,231	333,701	285
農業試験場	2,147,557	96,071	2,051,486	1,755
果樹試験場	401,828	40,944	360,884	308
畜産試験場	694,364	117,891	576,472	493
水産振興センター	899,988	55,155	844,832	722
森林技術センター	394,233	28,110	366,123	313
総合食品研究所	733,305	28,920	704,385	602
工業技術センター	861,725	29,276	832,448	712
高度技術研究所	723,305	19,042	704,263	602
10機関計	7,623,466	433,368	7,190,093	6,152

- (注) 1. 各試験研究機関の行政コスト計算書に基づき作成した。
 2. 県民1人あたり純行政コストは、平成15年4月1日現在の人口1,168,718人で除して算出した。

IV 今後の方向性についての提言

近年、秋田県の財政は、自己財源の減少などにより非常に厳しい状況におかれている。また、ここ数年において産業構造や経済情勢など事業者のおかれている立場も大きく変わってきている。このような状況を踏まえて考えると、秋田県の試験研究機関についても過去の延長線上でこれを捉えるのではなく一度すべて白紙の状態に戻し、その上で当該試験研究機関が過去に果たしてきた成果、現在の受益者のニーズを考慮し、今後のあり方を見直していく必要がある。

1 各試験研究機関の存在意義の見直し

各試験研究機関については、設立時の目的に対し現在の経済環境等において、すでにその目的を達していると思われる試験研究機関、県民に対する貢献度が明確に説明できず存在意義が明確にされていない試験研究機関も見られる。

各試験研究機関については、まず現状において今後試験研究機関を存続させて研究を続ける必要があるのかどうかの判断が必要であると思われる。

すなわち、すでに目的を達している試験研究機関、存在意義の低い試験研究機関については組織の縮小、あるいは廃止を検討することが必要である。

試験研究機関の存在意義を見直すにあたっては、次の2点に留意する必要がある。

① 現時点における県内事業者など直接の受益者に対する貢献度を明確にすること。

ここで、貢献とは試験研究の成果、及び試験研究に関連して提供される物品、役務、技術が受益者に与える利益である。注意すべき点は、研究そのものの評価ではなく、その結果、受益者にどれだけの利益を与えているか、という点である。非常に高い研究成果をあげ、学会で大きな賞賛をあげたとしても、この成果が県内の事業者などに還元されなければ、地方自治体の試験研究機関としての使命を果たすことはできない。よく試験研究機関の評価に論文発表数が使われるが、これだけで当該試験研究機関の評価が高いとはいえない。

② 県内の事業者、産業の現況を十分把握すること。

①とは別の視点になるが、現在の経営環境において県内の事業者、産業がどのような状況になっているかを十分にリサーチしておく必要がある。そのうえで、県内の事業者など直接の受益者や県民が県の試験研究機関に何を求めているのか、すなわちそのニーズを、適時かつ正確に把握しておく必要がある。そして、そのニーズのうち、民間で実施できないもの及び民間に任せることが妥当ではないものを明確にしたうえで、県の試験研究機関が果たすべき役割を明確にしておく必要がある。

今回の包括外部監査については、今後、県の試験研究機関における組織をどのように見直すべきかを目的として検討しているものではないため、具体的かつ網羅的に、提言することはできないが、外部監査の過程で気づいた点は次のとおりである。なお、試験研究機関の存在意義については、外部監査の一環として各試験研究機関が県民に対し、現在どのような具体的な貢献（試験研究の成果及びこれに関連して提供される物品、役務等が事業者を含む県民に与えている便益）をしているかを中心に検討したものであり、各試験研究機関における将来の貢献の可能性や試験研究の質の評価なども含めた総合的な評価を実施した結果ではない。

(1) 秋田県工業技術センター

当試験研究機関は昭和2年に工業試験場として作られたのがその始まりであり、工業技術の研究開発を促進するとともに、工業に関する知識及び技術の普及指導及び研修を行い、秋田県の工業の振興に資するために設置された機関である。具体的には、県内企業を支援するための試験研究、県内企業のための技術相談などの支援、開放研究室の貸し出し、研究機械の貸し出しなどの業務を行っている。

しかし、ここ数年における県内の工業事業者の状況をみると、その業績は不況の影響もあるが低迷しており、当試験研究機関が果たしてきた貢献に疑問ももたれる。事実、当センターでは、技術移転件数、技術相談指導件数などその成果を県民に示す資料を作成しているが、試験研究、技術相談などにより、当該企業にどのような支援がなされ、その結果当該企業の業績、あるいは県民の雇用にどのように成果があがったかについての具体的な資料を持っていない。

(2) 秋田県高度技術研究所

当試験研究機関は平成4年に開設、工業の振興のための基盤となる高度技術の発展に資するため、エレクトロニクス、メカトロニクス及び新材料に関する高度技術の研究開発、民間企業等に対する上記技術の研究開発支援、人材育成を目的として設立された機関である。

研究テーマとしては、主として応用磁気工学の情報記録分野（高密度垂直磁気記録）の実用化研究を実施している。

しかし、研究テーマとして取り組んでいる事項は、高度な情報記録分野の技術であり、研究そのものとしては非常に有意義なものと認められるものの、県内の企業でこのような高度な技術が直接生かせるのかどうかについては疑問な点もある。現在実施している研究が成功し、その結果将来、大企業の工場を県内に誘致できるといったことも考えうるが、不確実な面が多い。むしろ、高度な技術研究については、国の試験研究機関、あるいは大学の研究室に任せるべきとの考え方もできる。

また、この機関においてもその具体的な県民への貢献について、共同研究や研究指導を実施

した件数、特許の取得件数など一定の説明資料を有しているが、その具体的な貢献度（共同研究、研究指導を過去に実施した事業者等がその後その共同研究等を踏まえ、どのような業績をあげ、雇用拡大したのか）が示されていない。

以上を考えると、上記の2機関については、今後設立の趣旨と現在の環境を再認識し、県民への貢献をわかりやすく説明するとともにその成果を最大に発揮できるよう、事業内容や組織のあり方を検討していくことが望まれる。

2 試験研究機関の統合

前述したような秋田県における昨今の厳しい財政状況から考えると、事務部門の経費など間接経費の削減が必要である。このためには、現在10ある試験研究機関（脳血管センターを除く）について統合を進めることが必須である。以下は、外部監査の過程で気づいた、統合案の例示である。

(1) 農業試験場と果樹試験場との統合

果樹試験場の実施している事業は主として品種改良、栽培法開発及び病害虫対策であり、果樹圃場には機械が入りにくく省力化に制限があることから相対的に労働集約型の試験研究機関という性格を有している。

農業試験場で実施している「リンゴ有用遺伝子の検索と単離」事業は、対象物から判断すると果樹試験場に関わる事業と考えられる。これは果樹試験場にバイオテクノロジー施設がないため農業試験場で実施しているものである。また、果樹試験場で実施している「リンゴ産地におけるモモの安定生産技術の開発」においては、細目課題として、消費者ニーズを把握するため、平成15年度から農業試験場と共同研究をしている。

このように両試験研究機関の研究事業には共同実施を行っている事業もあり、本来果樹試験場に関連する研究事業であっても、設備充実度の違いにより農業試験場で実施する事業もある。現状果樹試験場の設備には老朽化し更新が必要なものも多く見られるが、ここ数年の試験研究機関に対する予算の減少を考えると、今後設備の充実を図ることも困難な面があると思われる。研究事業の類似性や、果樹試験場での設備拡充・更新が将来的に困難である点等を考慮すれば、農業試験場と果樹試験場の両試験場を統合することにより、重複する管理面のコストの削減及び将来的な設備の充実が可能と思われる。

(2) 工業技術センターと高度技術研究所との統合

前述した工業技術センターと高度技術研究所とは、研究テーマは異なるものの、県内の工業振興のための技術指導、技術支援を行っている。したがって、その設立目的、実施業務につい

て共通するものも見受けられる。これらの機関については統合し、管理部門の人員削減等により管理コストを削減し、効率的な機関運営をしていくことが必要であると思われる。

3 業務コストの削減への取り組み

県の財政負担をなるべく少なくするためには、試験研究機関においても業務コストの削減が急務であり、次の2点に留意してこれに取り組む必要がある。

(1) 受益者負担の徹底

各試験研究機関では企業など、直接の受益者（間接的な受益者は県民となる）に供給する物品、役務などに対して相応の負担を求めている試験研究機関がある。たとえば、前述の高度技術研究所においては、企業等と共同研究、あるいは研究指導を行っているが、対象企業の負担となっているのは、研究室の賃借料や研究材料費のみであり、共同研究や研究指導にあたる研究員の人件費については対象企業の負担とはなっていない。なかには、共同研究の結果、当該企業と試験研究機関とで共同特許を取得し、これに対する特許権等実施料を免除しているケースも見受けられる（共同研究契約及び共同指導契約においては、特許権等実施料を徴収すると定められている。なお、特許権等実施料については学術振興課所管の発明審査会で決定されている。）。

また、水産振興センターでは、年に約20件養殖事業者の水産物に対して疾病検査を実施しているがすべて無料で実施されている。疾病予防のための立入検査等を除き、サービスの受益者が特定されている場合も無料とする取扱いには、疑問を禁じえない。

県の試験研究機関は、民間企業とは違って収益拡大を目的とはしていない。しかし、公平性という観点も重要であり、試験研究機関に対する財政負担の削減とあわせて考えると、県の試験研究機関が提供する物品、役務については適正な対価を収受すべきものとする。

(2) 人件費の削減

これは県全体、大きな単位でいえば地方公共団体全体の問題ともいえるが、硬直化した人件費の負担が、県の財政にとって大きな負担となっている。試験研究機関についても、研究員を主体とした人中心の組織であり、人件費の負担が大きくなっている（「Ⅱ 現況と課題」参照）。

現状、研究員についても県の職員である以上、県の給与規定の枠外で規定を作ることはできないが、後述する地方独立行政法人へ移行すること等により、能力給制度の導入、臨時職員の雇用拡大などを図り、トータルとしての人件費を削減していく必要がある。

また、正職員の人員削減を検討し、業務委託についてもさらに推進していく必要がある。

4 地方独立行政法人化の検討

平成15年度において、地方独立行政法人に関する法案が国会を通過し、平成16年4月より県の試験研究機関も地方独立行政法人に移行することが可能となった。

地方独立行政法人とは、住民の福祉の増進等の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体にゆだねては確実な実施が確保できない恐れがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人である。その制度の柱は、目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開である。

県の試験研究機関を地方独立行政法人化することによる個々のメリットは次のとおりであり、これらのメリットをワンパッケージで導入できるところが地方独立行政法人の制度的特徴である。

① 管理体制の明確化

法人の長は、定員数管理や年度予算の作成により、より一層広範な権限を有し、業務執行をより柔軟に、また県とは独立して行うことが可能となる。この結果、組織的な管理体制が強固なものとなり、さらには経営責任の明確化が図られる。

② 中期目標、中期計画による計画的経営の推進

法人は、県が策定した中期目標に基づき中期計画（3年から5年）を作成することとなる。このような計画を明確にすることにより中期的な視点に立った計画的な経営の実現が可能となる。また、経営方針、ビジョンの共有化により職員の意識改革を促進することが可能である。さらに、これらの中期計画の達成度については、第三者評価機関による評価が行われ、業績改善へのインセンティブが働くことが期待される。

③ 職員の身分の取り扱い

地方独立行政法人には、公務員の身分を付与する特別地方独立行政法人とそれ以外の法人とがあるが、いずれの場合であっても現在の職員の人事制度と異なる制度を作ることが可能となる。すなわち、新しく職員の人事評価制度を作成し、これに基づいた給与体系を採用することが可能となる。

④ 県民への適切なディスクロージャー

法人は、企業会計原則をベースとして、発生主義による決算報告が要求され、財務諸表の公表が必要とされる。また、財務諸表だけでなく中期目標、中期計画、業務の実績、評価結果、給与基準等広範な事項を積極的に公開することになる。

⑤ 予算執行における機動性

地方独立行政法人に対しては、毎年度の予算に対する議会の関与はなくなり、予算単年度主義が大幅に緩和されるため、予算執行における機動性、弾力性が増す。